

第10回 議会運営委員会記録

1 日 時 令和2年8月19日(金) 午後2時00分 開会

2 場 所 議会委員会室

3 出席委員 8名

委 員 長	佐 藤 栄 一	委 員	霜 鳥 榮 之
副 委 員 長	高 田 保 則	〃	天 野 京 子
委 員	渡 部 道 宏	〃	阿 部 幸 夫
〃	八 木 清 美	〃	小 嶋 正 彰

4 欠席委員 0名

5 欠 員 0名

6 職務出席者 2名

議 長	関 根 正 明	副 議 長	堀 川 義 徳
-----	---------	-------	---------

7 説明員 0名

8 事務局員 3名

事 務 局 長	築 田 和 志	主 査	霜 鳥 一 貴
庶 務 係 長	堀 川 誠		

9 件 名

- 1) 令和2年第6回妙高市議会定例会の運営について
- 2) 全員協議会報告事項
- 3) 協議事項
- 4) その他

○委員長（佐藤栄一） ただいまから議会運営委員会を開会いたします。関根議長。

○議長（関根正明） 昨日5時過ぎに、コロナ感染症の報告が入り、急遽コロナ対策会議が開催されました。本日になって、ドコモの新井から、接客係の感染が発表されて、かなり多くの人たちが接していたそうですのでちょっと心配されるところであります。また議員各位におかれましては、慎重な行動をされまして、ありがとうございます。それでは、9月定例会の内容について審議いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

1) 令和2年第6回妙高市議会定例会の運営について

○委員長（佐藤栄一） 1) 令和2年第6回妙高市定例会の運営についてを議題とします。①会期について、及び②会期日割りについて、一括して事務局の説明を願います。局長。

○事務局長（築田和志） はい。お疲れさまです。それではお手元の資料に基づいて、①会期について、②会期日割りについてを御説明いたします。最初に、別添資料4ページの付議予定案件をご覧ください。今、定例会に上程される案件でございます。まず、条例関係は3件でございます。議案第51号、妙高市手数料条例の一部を改正する条例議定。これにつきましては市民税務課所管です。こちらにつきましては、マイナンバーカードの普及をさらに図る

ため、個人番号の通知カード、いわゆる、紙製の仮のナンバーカード。こちらの廃止に伴い、通知カードに関して、手数料条例で定めた再交付の手数料の規定を削るために、条例の一部を改正するものです。次の議案第 52 号です。妙高市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議定につきましては、所管はこども教育課となっております。こちらは厚生労働省令の基準の変更に伴うもので、地域型保育事業所卒園後も引き続き教育または保育が受けられる場合、連携施設の確保が不要とされることが追加されたことと、保護者の疾病等の理由により、家庭での養育が困難な乳幼児に、居宅訪問型保育を提供できることが明確化されたことに伴い、条例の一部を変更するものです。次の議案第 53 号、妙高市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議定につきましては、こちらも引き続きこども教育課所管となります。こちらは内閣府令の基準の一部改正により、特定地域型保育事業者による保育の提供の終了に際して、いわゆる、園、卒園後も引き続き、教育または保育が受けられる場合には、連携施設の確保が不要とされることが追加されたことに伴い、条例の一部を改正するものでございます。以上、条例関係は 3 件です。次に、事件議決は 3 件でございます。まず、議案第 54 号です。損害賠償の額を定め和解することにつきましては、市民税務課所管です。令和 2 年 4 月 23 日に、上越市中郷区、国道 18 号線、中郷インターチェンジ入り口交差点において発生しました。公務中における公用車運転中の交通事故による損害賠償額を定めまして、和解することについて、議会の議決を求めるものでございます。次の議案第 55 号です。市道の認定につきましては、建設課所管です。こちらは、市内の 5 路線を認定するもので、柳井田の 2 路線につきましては、新井信用金庫北支店付近の住宅団地内、それから、月岡地内の 1 路線は、和田にじろ子ども園付近の住宅団地内です。栗原地内の 1 路線は、新井北小学校付近の住宅団地内です。最後の 1 路線は、えちごときめき鉄道株式会社から移管される新井駅前道路の 1 路線、合計 5 路線を新たに市道として認定するため、議会の議決を求めるものでございます。次の議案第 56 号、市道の変更認定につきましては、こちらも建設課所管です。国道 292 号線、道路改良工事に伴う旧道の市道移管による終点を変更する変更認定で、これまでの終点は猿橋であったもので、変更後は、楡島が終点と変更認定を行うため、議会の議決を求めるものでございます。次に、令和 2 年度予算関係は 2 件です。議案第 57 号、令和 2 年度新潟県妙高市一般会計補正予算（第 7 号）は、内容としては 4 件でございます。1 件目は、財務課所管で、新型コロナウイルス感染症に対する感染拡大防止対策として、建設工事等の入札で実施している電子入札を物品等にも導入するためのシステム改修にかかる費用を補正するもので、補正額は 130 万円です。2 件目は、福祉介護課所管で、平成 28 年度に県補助金を活用して民間事業者が整備を行いました、認知症高齢者グループホーム「みのり妙高」につきまして、別事業者へ有償譲渡に伴う県返還金を補正するもので、妙高市経由となりますが、補正額は、1376 万 4000 円となります。3 件目につきましても福祉介護課所管です。生活保護法の一部改正に伴い、生活保護システム改修に係る費用を補正するもので、補正額は 66 万円となっております。最後に、4 件目です。国県の平成 30 年度及び令和元年度の負担金交付金、補助金額の確定に伴い、精算返納金を補正するもので、健康保険課所管分が 42 万円。福祉介護課所管分が 6885 万 5000 円。こども教育課所管分が 1590 万 7000 円。計 8518 万 2000 円となっております。以上が一般会計補正予算となります。次の議案第 58 号、令和 2 年度新潟県妙高市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）につきましては、介護保険給付費の財源不足に対応するための基金への積み立てとして、9513 万 7000 円と、令和元年度の国県負担金、補助金等の確定に伴う精算に係る費用、1 億 3504 万 3000 円の補正を行うものでございます。次の、令和元年度決算関係は 10 件でございます。議案第 59 号から議案第 68 号まで、記載のとおりでありますので、省略させていただきます。次に、人事案件 2 件でございます。議案第 69 号、妙高市教育委員会委員の任命同意につきましては、総務課所管です。令和 2 年 9 月 30 日で任期満了となります、教育委員会委員の山田忠弘さんの後任委員として、大鹿在住、無職の小島武夫さんの任命について議会の同意を求めるものでございます。もう 1 件、議案第 70 号ですが

こちらと同じく、妙高市教育委員会委員の任命同意です。こちらと同じく令和2年9月30日で任期満了となる、教育委員会委員の高澤誠一さんの後任委員としてとなっておりますが、引き続き再任の任命について議会の同意を求めます。以上が、今回、定例会の付議予定案件でございます。レジュメ1ページに戻っていただきたいと思っております。上段①の会期について説明いたします。告示が8月24日月曜日となります。招集日は9月1日火曜日です。付議予定案件はただいま説明させていただきましたが、全部で20件でございます。参考までに昨年は26件でした。これらの審議のため、本会議6日、委員会3日、その間の休会が16日。合計25日が必要であります。会期は、9月1日から9月25日までの25日間としたいものでございます。次に、会期25日間を前提とした、②会期日割についてですけれども、6ページの日割表(案)をごらんください。9月1日は、初日10時開会となります。先に、その前に、9時15分から議会側の全員協議会を開催したいと考えております。まず、初日は、決算関係以外の事件議決と、条例関係及び補正予算の提案があり、それに対する総括質疑、委員会付託ということになります。次に、9月3日、4日は10時から一般質問でございます。それから、9月10日は、時間を早めて9時30分から、決算関係の議案の提案があり、それに対する通告による総括質疑があります。11日は引き続き総括質疑です。質疑の最後に、委員会に付託される予定です。次に、16日17日18日。こちらは10時から、いずれも委員会です。各委員会順は、マニュアルに記載の順番で、ローテーションで仮に行ったとしますと、16日は、産業経済委員会、17日は、総務文教委員会、18日は、建設厚生委員会となりますけれども、この後、再度、御確認をいただきたいと考えております。最後に9月25日は10時から最終日本会議です。各委員長報告、質疑の後、討論、採決となります。欄外に記載されておりますが、一般質問の締め切りは、初日3日前ということで、8月27日の正午、決算総括質疑の締め切りは、一般質問初日の前日ということで、9月2日の午後3時であります。以上で説明を終わります。

○委員長(佐藤栄一) ただいま説明がありましたが、8月24日告示、9月1日招集、付議予定案件は20件、この審議のために、合計25日間を要するというので、会期、9月1日から9月25日までの25日間としたいものであります。25日間の会期を前提とした日割りについては、6ページのとおり説明がありました。委員会審査順番については後ほど決めたいと思っております。①の会期等、②の会計日割について何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(佐藤栄一) ないようでしたら、お諮りします。①会期②日割りについては、ただいまの説明のとおりとすることで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(佐藤栄一) 御異議なしと認め、会期と日割りについてはこのように決定しました。次に委員会審査の順番について、委員長間で御協議をいただきたいと思っておりますので、暫時休憩します。

休憩 午後2時12分

再開 午後2時13分

○委員長(佐藤栄一) 休憩といて会議を続けます。調整の結果、16日は産業経済委員会、17日は総務文教委員会、18日、建設厚生委員会ということに決定されました。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(佐藤栄一) 御異議なしと認め、委員会日程についてはこのように決定されました。次に一般質問の通告締め切りが8月27日正午。決算総括質疑の締め切りが9月2日午後3時で御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(佐藤栄一) 御異議なしと認め、通告の締め切りについてはこのように決定します。なお、一般質問及び決算総括質疑の日程割り振りについては原則として通告順ということですので、議会運営委員会は開催せず委

員長にご一任いただきたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤栄一） ご異議なしと認め質問の割り振りについてはこのように取り扱います。次に③議事日程について、事務局説明願います。局長。

○事務局長（築田和志） はい。それでは、レジュメ③の議事日程について御説明いたします。レジュメの7ページをごらんください。議事日程第1号は、9月1日10時からですが、日程第1から第3につきましては記載のとおりであります。第4、議案第54号の損害賠償の額を定め和解することにつきましては総務文教委員会へ付託されます。第5、議案第55号及び議案第56号の市道認定関係は、建設厚生委員会へ付託されます。第6、議案第51号から議案第53号の条例関係は、いずれも総務文教委員会へ付託されます。第7、議案第57号及び議案第58号の各補正予算ですが、こちらにつきましてはそれぞれの所管委員会へ付託となります。以上につきましては、すいません。特別会計につきましては、建設厚生委員会に付託となります。58号です。すいませんでした。抜けておりました。ということで、総括質疑は、議案ごとに3回まで、該当所管委員は質問しないということとなっておりますので、よろしく願いいたします。続きまして、8ページをご覧ください。9月3日、日程第2号、10時本会議、一般質問です。続いて、9月4日、日程第3号、一般質問2日目ですが、通告人数によってはなくなる可能性があります。質問の割り振りは、委員長に一任されました。続いて9月10日、日程第4号、この日は9時30分開始でお願いします。レジュメ9ページをご覧ください。議事日程第4号のこの順で、議案第68号まで提案説明があり、その後通告による総括質疑となります。日程第4号は、11日に延会となった場合は、議事日程第4号をそのまま議事日程第5号として同じく再度適用されます。次に8ページへお戻りください。9月11日、日程第5号同じく9時30分開始です。通告人数によっては休会となります。9月25日、最終日の日程第6号、10時開始、委員会付託案件について、委員長報告、報告に対する質疑、討論、採決となります。次に、人事案件の提案説明、質疑、採決となります。人事案件は、お2人ございましたが一人一人の無記名投票となります。これは慣例により、即決となります。即決のため、質疑回数、所管委員会の制限はなしでお願いいたします。レジュメの2ページへお戻りください。以上で③の議事日程を説明させていただきました。

○委員長（佐藤栄一） はい、ただいま③議事日程について説明がありました。これについて何かございますか。小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） 7ページの、第3諸般の報告に、関連するかちょっと教えていただきたいんですが、閉会中審査と申しますか、所管事務調査、各委員会やってますけども、あれの扱いってというのは、ここではないんでしょうか。

○委員長（佐藤栄一） あれば文書配布。

○小嶋委員（小嶋正彰） 文書配布で、諸般の報告には入らない。

○委員長（佐藤栄一） 入らない。

○小嶋委員（小嶋正彰） 了解しました。

○委員長（佐藤栄一） 残念ですね。それではお諮りします。議事日程についてはただいま説明のとおりにするに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤栄一） 御異議なしと認め、議事日程についてはこのように決定されました。次に、④追加議案と⑤請願・陳情受付状況、及び⑥要請の受付等について説明願います。局長。

○事務局長（築田和志） はい。それでは本日現在の報告をさせていただきます。④の追加議案は、今のところござい

ませんが、農林課所管の災害復旧工事関係で、現在、国における災害復旧査定中であります。承認内示後、告示及び入札手続を予定しているようです。8月下旬中に承認された場合は、9月中旬に入札予定。8月中旬に承認されない場合は、9月議会での議案提出が困難となる見込みとのことです。参考までに、予定価格が1億5000万円を超えることから、これが査定が間に合えば、追加議案ということで、議会の議決を必要とするものです。今のところ、間に合うか間に合わないかは、未定ということになっております。次に請願ですが、本日現在ございません。陳情ですが、陳情につきましては1件、私学助成の増額を求める意見書に関する陳情書を受けておりますので、総務文教委員会へ付託させていただきます。次に、要請ですが、要請につきましては、1件ございます。全国市議会議長会より、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う、地方財政の急激な悪化に対し、地方税財源の確保を求める意見書を受けておりますので、議会運営委員会へ付託させていただきたいと思いますが、議運を会期中に開いて、この辺の付託を行いたいと思います。ぜひこの場で、付託の日程を、開会の議運の日程を決めていただければ幸いです。よろしく願いいたします。

○委員長（佐藤栄一） はい。追加議案、請願・陳情、要請の関係については説明のとおりです。これらについて何かございますか。ないようでしたら、ここで議運の日程を決めたいと思いますが、いかがでしょうか。暫時休憩します。

休憩 午後2時20分

再開 午後2時21分

○委員長（佐藤栄一） 休憩を解いて会議を続けます。ただいま協議の結果、会期中の議会運営委員会の開催は、9月11日、本会議終了後、開催するというところで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤栄一） 御異議なしと認め、そのように進めてまいります。それでは、今後、本会議3日前までに、請願等が提出されるものがあつた場合は、議会運営委員会の開催の時間がありませんので、その付託先など、取り扱いを、初日の全協にて、議長より報告するというにさせていただきたいと思いますが、これについて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤栄一） 御異議なしと認めそのように進めてまいります。

2) 全員協議会報告事項

○委員長（佐藤栄一） 次に、2) 全員協議会報告事項について説明願います。局長。

○事務局長（築田和志） はい。それでは、2) 全員協議会報告について説明させていただきます。①議会側全員協議会を9月1日、本会議開始前の9時15分から、この委員会室にて開催させていただきます。まず、陳情の付託について、令和元年度議会関係費の決算の説明。それから、本日の議運の協議結果等の説明について、報告させていただきます。今ほどの議運の開催日が、11日に決定されたものも、あわせて、御報告させていただきます。それから②ですけれども、執行部側の全員協議会につきましては、9月1日の本会議終了後、本会議場におきまして、先ほど説明にもありましたが、一般廃棄物処理手数料の改定についてを、資料をもとに、環境生活課より説明していただきますし、もう1件は、ガス事業譲渡及び上下水道事業包括的民間委託について、資料をもとに、ガス上下水道局より、報告があります。資料につきましては、議案配付と同時に、配布する予定となっております。以上です。

○委員長（佐藤栄一） はい。ただいま説明がありましたが、何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤栄一） なければ、このように進めてまいりたいと思います。休憩します。

休憩 午後2時23分

再開 午後2時35分

3) 協議事項

○委員長（佐藤栄一） 休憩を解いて会議を続けます。3) 協議事項について、①常任委員会の所管について。この件につきましては、5月の議運の際に小委員会を開催して検討することとなっております。まず、執行部側の各課に対する考え方等を、意見交換することとして、7月6日に、企画政策課長、総務課長との懇談会を小委員会で開催いたしました。その後、7月20日に、副市長、総務課長と改めて意見交換を行い、それらを参考に、小委員会としての考えをまとめてまいりました。お手元に配付しました、常任委員会の所管についての資料をごらんください。上段は現在の常任委員会の所管です。下段は、小委員会での検討結果であります。検討の課題は、4月に新たに地域共生課が新設され、総務文教委員会の所管となったことにより、所管委員会が多くなっている状況を改善すべきと考えたものであります。あわせて、各常任委員会の所管についてのくくりについてを検討してまいりました。その結果、総務文教委員会から、教育委員会部局を外し、現在の建設厚生委員会に入れるとともに、建設課と環境生活課を産業経済委員会に移し、今後のガス上下水道局業務の民間委託への対応も考慮してみました。各委員会の名称については、皆さんと協議してまいりたいと思っております。以上が小委員会としてのたたき台であります。今後のスケジュールですが、来年の8月の所管替えに合わせてと考えておりますので、令和3年の3月に最終的な案を全協で了解をとり、6月議会で条例改正を行い、8月から運用開始してと思っております。この表について、各委員の御意見をおきかせ願いたいと思います。

○委員長（佐藤栄一） なお参考ですが、県内20市の各委員会のあり方については、小委員会では、表を見て検討してまいったところですが、大体似通ってるというか、3委員会が普通で、分け方は、各市によって全部違っていたという状況であります。暫時休憩します。

休憩 午後2時38分

再開 午後2時55分

○委員長（佐藤栄一） 休憩を解いて会議を進めます。ただいま提案をいたしました、小委員会の各所管課の変更については、皆様方の、御意見の中では、このままでよろしいということですので、この新しい形を提案していきたいと思っております。また名称については、最初のが、総務委員会、二つ目が、文教厚生委員会、三つ目が産業経済委員会という案を全員協議会に提案して、皆さんの御意見を伺いたいということにしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤栄一） はい、ではそのように、図ってまいりますのでよろしくお願いいたします。次に、議会運営マニュアルの改正についてであります。既に広報広聴委員会のあり方が変更されて運用されております点と、議席についての案と、インターネット中継に関する文言並びに文言の統一について改めて、マニュアルの見直しを検討してまいりました。別紙をごらんください。まず、改正点を御説明申し上げます。総則の1番上のところの、変更点は、平成が、令和にしなきゃいけないという点であります。それから、(2)の議会の招集については、今まではファクスまたは電話にて、というふうになってますが、現在、ファクスまたはパソコンそれから、携帯メールに送ってますので、ここはファクスまたはメールにて、招集に代えるというふうに、文言をそろえさせていただきます。(4)については、これは小委員会での意見として出たものですので、まず現在はくじにより議席が決まっております。

それについて、当選回数の少ない順から1番として、多いものの順番に並べたらどうだという提案もございましたので、これはどちらかと両論併記の形でお考えいただければというふうに思っております。それから、(5)につきましては、先ほどと同じ電話をメールに切り代えるということでございます。それから(8)は、インターネット中継が載ってませんでしたので、インターネット中継は、定例会及び臨時会の本会議を生放送するのが例であるというのをつけ加えるという形になっております。2ページ目の紹介及びあいさつというところですがこれは、文言を全てそろえたいということで、最初の議会(臨時会)という形にして、その後もずっと同じ文言を使っていきたい。臨時会だと、どの臨時会だかわからないということなんで、その文言に変えました。それから、議案の印刷配布につきましては、これは今、8日を7日にしたらどうかという案でしたが、小委員会では、もう一度、8日のままでいいのではないかなという話になっておりますので、これは8日といていただきたいと思います。ただし、地方自治法では、7日です。それから、第6章の説明員の出席ですが、臨時会の説明しか今までマニュアルなかったんですが、今の臨時会については、総務課長のほかに、企画、それから財務課長がいつも出てきますんで、それに合わせて見直しをしなければいけないということで、一応、総務課と話ししたら、分けて形をつくっていくということになりましたんで、最初に、一般選挙後、最初の議会(臨時会)は、市長、副市長、総務課長、及び付議事件関係する所管課長というふうになりました。上記以外の、臨時会については、市長、副市長、総務課長、企画政策課長、財務課長及び、付議事件に関係する所管課長というのを新たに追加したという形になります。それから討論ですが、これ文言で討論の通告をするんですが、今までは常任委員会の審査終了日のという形になったんですけど、常任委員会はその討論をする委員会の日ってことになりまして、毎日毎日通告していかなくちゃいけないという形になるのではないかなということで、全部の常任委員会の終了後と、その日のうちにというふうにはっきり明示したものであります。現在このような形になっているんですが、マニュアルでも、これをきちっとしたらいいのではないかなということです。3ページ目になりますが、これちょっと文言の一般選挙後「の」っていうのを、一般選挙後「、」というふうに直したということでございます。それから真ん中の12のところから、2、4、6、7行目の、実施「を」、実施「の」要求があったというふうには、言葉を変えたということです。それから説明員の出席につきましては、現在市長だったのが今、副市長になっていますので、副市長と。いうふうに、改定。それから、あと、3月は市長の出席を求めるというものを加えたという形です。1番下の委員会の傍聴については、同じくインターネット中継というものをつけ加えさせていただきました。次のページ、議会だより、編集委員会につきましては、仕事の中身に、議会だよりの編集に関することを加えさせていただきました。そして選出方法につきましては広報広聴委員会は、各常任委員会より副議長を含む2名で構成し、議長が指名するのが例である、また委員長は副議長とし、副委員長は互選とするという形で、改めて明記したものであります。9番その他ですが文言をそろえるということで、最初の議会(臨時会)というものをつけ加えたという形です。全部見てないとわからないかもしれませんが、修正点は以上のような形です。ざっと見て何か。局長。

○事務局長(築田和志) すいません。1ページ目の上の(2)議会の招集のところ、議会の招集の7日ところの説明がちょっと。

○委員長(佐藤栄一) 忘れました。これも8です。すいません。自分でしるしつけるのを忘れちゃった。

○渡部委員(渡部道宏) よろしいですか。多分、別機関だからかもしれないですけど教育長って、説明への出席云々のところには、所管課長になってるからいいかって感じですかね。

○委員長(佐藤栄一) はい、そっちになりますね。

○霜鳥委員(霜鳥榮之) 1ページの4のところ、インターネット中継これと3ページのインターネット中継っていうのは、やっぱり中身ちょっとずれがあるんだけど、委員会の位置づけとここは入れないでいいのかな。

- 委員長（佐藤栄一） 前のほうは本会議。
- 霜鳥委員（霜鳥榮之） 本会議でっていうことであってるからいいのか。
- 委員長（佐藤栄一） 3ページ目は委員会になっちゃうんで。これ、ここに本会議いらんのかと。
- 霜鳥委員（霜鳥榮之） うん。だから。この文言がちょっと。
- 委員長（佐藤栄一） これ本会議を抜かしてんだね。すいません。3ページ目の1番下、インターネット中継は定例会及び臨時会の常任委員会を生放送するのが例である。と、本会議なくしていいです。すいません。
- 小嶋委員（小嶋正彰） すいません。説明員の出席なんです。
- 委員長（佐藤栄一） はい。
- 小嶋委員（小嶋正彰） 議論の中では、何か特別に、どうしても市長が出席してもらいたいというようなことがあった場合は、委員長なりの、要請だとかそういうので、市長が出席することができるというようなニュアンスもあったような気がするんですが。ただ単に、市長、副市長に入れかえるだけだと、特別な事故等がない限り副市長というのはちょっと、だから意味がよくわからない。審査等を行う場合、副市長の出席を求めるのが例である。ただし、特別な、何かあるときは市長の出席を求めることができるのかっていう、そんな感じのニュアンスじゃなかったかなと思うんですけども。ちょっと俺の受けとめ方が違うのかどうか、わかんないですけど。
- 委員長（佐藤栄一） ちょっと暫時休憩します。

休憩 午後3時05分

再開 午後3時18分

- 委員長（佐藤栄一） 休憩をといて会議を続けます。議会運営マニュアルの改正については、お手元に配付にしたり、変更していくということで、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（佐藤栄一） はい。若干、追加としまして、市長の出席についての文言を一つ加えるということがございます。それと、議席については、8番の席を飛ばすということにするという件もあわせて、お願いをしたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（佐藤栄一） はい、そのように進めてまいりますので、よろしく申し上げます。次に、各常任委員会における先進地調査について、先般の議運並びに全協において、この秋の先進地調査は、新型コロナウイルスの影響で厳しいのではというふうな方向性を察したところではありますが、その後、各常任委員会において協議されたか、お伺いをしたいと思います。今後のスケジュールとしては、秋に実施される場合は、9月議会の各常任委員会において、議決と最終日、本会議での議決が必要となります。議会事務局による相手先との調整もありますので、少なくとも今月下旬までに、視察先等の決定をしないと時間的に厳しいものがあると思われます。それらを踏まえて、各常任委員会さんのほうで、もし議論をされているようでしたら、お聞かせ願いたいと思いますが、小嶋委員。

- 小嶋委員（小嶋正彰） 総務じゃなくて建設厚生なんです。6月議会のときはですね、しばらく様子を見ましょうという感じだったんですけども。その後ですね、いい方向にいくかと思えば、全国的に見るとですね、逆の方向、第2波、真っ只中みたいな話になってきています。先日、建設厚生委員会の所管事務調査をやった折にもですね、正式の議題ではなかったんですけども、そんな話もさせていただきましたけれども、やっぱり医療とか福祉とかっていうことを抱えている委員会としてはですね、相手さんのことを考えるとですね、なかなか、行きにくいなど。行きにくいなっていうところまでの議論なんです。そんなような感じでした。

- 委員長（佐藤栄一） はい。八木委員。

○八木委員（八木清美） 総務文教委員会では特に、そのような議論はなかったんですが、今の情勢から考えると、非常に、いきにくいということで、皆さんは承知していらっしゃると思います。

○委員長（佐藤栄一） はい。阿部委員。

○阿部委員（阿部幸夫） 産業経済委員会のほうもですね、委員会でしっかり議論したかということ、そこまではいけないんですけど、一部、皆さんとの意見交換の中では、先進地の名前は出てきましたけど、なかなか今の状況ではどうなのかなというところまでの話で終わってる、そのような状況です。

○委員長（佐藤栄一） はい。ありがとうございました。基本的に、今回の秋に行くという場合には、9議会の議決が必要ということになります。まだ可能性としては冬、頑張っていこうということになれば、12月議会の議決でいけるということなので、いかないという結論は出さないでおこうと私は思ってます。各委員会のほうで検討していただいて、12月議会のほうで議決をしていくというのなら、それは可能だという口だけは、開けておこうかなと思います。ですから秋の各委員会の視察は、いかないという報告があった旨、これを報告しないでもいいね。全協に。

○小嶋委員（小嶋正彰） 議運でこういう話があったということだけは伝えていただければ。

○委員長（佐藤栄一） 伝えたほうがいいですかね。はい、わかりました。

○委員長（佐藤栄一） わかりました。一応、各3員会、委員長さんからおききした段階では、まだ、秋は行けそうにないという報告でしたというふうにさせてもらってよろしいですか。

〔「よし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤栄一） はい。そのようにお願いをしたいと思います。次に④の議会におけるタブレット端末の活用研修についてですが、先般の議運並びに全協において、議員研修として、タブレット端末、活用研修を行うとなっておりましたが、そろそろ日程を調整したいと思います。予定としては、10月上旬の、5の週で相手先と交渉してまいりたいと思いますが、いかがでしょうか。相手もあることなので、日程については、事務局と、それから、私と議長のほうに、お任せ願いたいと思うんですが、よろしいでしょうか。

〔「はい」という者あり〕

○委員長（佐藤栄一） はい、ではそのように、させていただきます。小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） ぜひお願いしたいと思うんですが、内容に関係してですが、やはりここまでいきますとですね、来年度、導入するという前提としながらですね、実践的な研修、どういうことに活用できるのかとか、そういうことの内容でやっていただければありがたいなど。ここ半年ぐらいで、非常にICT進んでおります。各議会もですね、動きが急になってくるだろうと思いますので、ぜひこれを機会にですね、当局への予算要求、そういったものも含めて、導入の方向で、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（佐藤栄一） はい。予算要求してくかね。また、金額的にどのぐらいなのかも見積もりながら、事務局と相談して、予算要求をしていきたいと思ひます。また研修の中身については、相手方にも、相談していきたいと思ひます。次、⑤信濃町議会との意見交換、懇談会についてであります。今年度は妙高市での開催の番であります。昨日、信濃町議会の議長と関根議長が、調整された結果、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本年度は中止とし、来年度への持ち越しという形にしたいと思ひますが、それに御意見ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

○委員長（佐藤栄一） はい、ではそのように取り図られると思ひますので、よろしくお願ひします。次、⑥の新型コロナウイルス感染症に関する市長への提言、申し入れについて。この件につきましては、春先より各常任委員会並びに委員協議会において各種団体との懇談や、執行部との意見交換等を取り組んでこられ、先般の全協において中間報告がなされました。その後も取り組まれてきておりますが、その報告を、お願ひがてら、各委員会においての

結果として、市長への提言、申し入れ等の課題がありましたら、あわせて、各委員長さんより御報告願いたいと思いますが、総文からいきますか。八木委員。

○八木委員（八木清美） はい。総務文教委員会は昨日、2時間ほど協議いたしました。大きく8項目につきまして、調査をさせていただき、その中から、その後、委員会調査が終わった後、協議会を開きまして、2項目に絞って、提言させていただくということで決まりました。今、お話しすると、まず一つとして、1点目は、修学旅行の支援。修学旅行の実施においては、感染防止対策に十分に配慮すること。また、修学旅行の実施を中止または延期した場合、発生したキャンセル料は公費負担とすること。2番目としまして、市立学校全校とこども園、保育園に消毒、清掃員の配置。学校や園において、感染症対策の徹底と教職員の負担軽減、新型コロナウイルスの感染防止のため、教室や用具などの消毒や清掃を行う担当者を配置すること。この2点に決定いたしました。以上です。

○委員長（佐藤栄一） はい。次に建設厚生委員会について、小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） はい。7月20日に、市内の介護施設等の皆さんとの意見交換会をやらせていただきました。それで、問題ありというようなことを整理いたしまして、8月5日、介護福祉課との所管事務調査ということで、取り組みをさせていただきました。医療関係のほうもですね施設の皆さんとの懇談とか意見交換したかったんですけど、今こういうような状況ですので、ちょっとそれは難しいということでございます。所管事務調査を踏まえて6点、議会として、当局に要請すべきであるということをもとめて、議長に、8月7日に報告をさせていただきました。1番目は、既存の介護施設のネットワークを利用してですね、相互の情報共有をすることについて、行政が主導して機会を設ける。2番目に、新型コロナウイルス感染の発生した場合の介護施設等のフローチャートを作成して、具体的な行動を示す。3点目に、ウイルスの感染者が確認された場合、介護施設の職員は帰宅できない職員も出てくると、こういったことから宿泊施設をあっせんする体制を整備する。4番目に、介護従事者の安定的な確保ということで、国が新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金制度、職員の医療費支給するということですが、合わせて妙高市として慰労金の上乗せを行う。それから5番目に、コロナウイルス感染症が発生した場合、誹謗中傷、そういうことに該当する方が、非誹謗中傷に晒されないようにですね、妙高市民の心、こういった理論に沿ってですね、積極的に啓発を行う。6番目に、日々奮闘している介護従事者、福祉医療関係に対して感謝の意を市として表明すると。こういう6点でございますが、これは、昨日、発生者が出てしまったということも踏まえると、そぐわない部分もあるかなというふうに思います。なかなかこう、絞り込みということも、考えたんですが、なかなか、状況がまるっきり変わってしまったというようなこともありますので、一応報告をさせていただきます。以上です。

○委員長（佐藤栄一） はい。阿部委員

○阿部委員（阿部幸夫） それでは産業経済委員会の状況につきまして報告させていただきます。産業経済委員会としましては、7月の30日に、それぞれ、DMO関係を中心にですね。意見交換をさせていただきました。そして、観光商工課ともですね、8月の7日に、意見交換をさせていただきながら、内容について進めてきたところであります。そういった中で、各委員のほうから、それぞれ、意見交換の中身の重要性についてですね、それぞれ委員個人から内容を求めて、委員長副委員長で、昨日ですか、内容について整理をさせていただいたところであります。その内容につきまして、大きくは、4点について報告をさせていただきます。一つは、観光商工や飲食店の、県外からの接客によりですね、感染のリスクが高い事業者の従業員の感染予防と感染拡大予防のために、定期的にPCRの自主検査、民間の検査機関を使った場合は、その検査費用等について、公的補助を行うこと。二つ目には、現状におけるインバウンド誘客が絶望的であるが、コロナにおける渡航制限が緩和された時点で、新たな早割券の販売推進など、インターネットを通じた、海外に向けてのプロモーションに力を入れること。特に、オーストラリア、

中国、台湾、香港、韓国、東南アジアを中心にということであります。3点目は、妙高市独自の予防対策基準、従業員の検査、室内除菌などを設け、基準を満たしている宿泊施設や飲食店に認定書を交付するなど、利用客が安定、安心してサービスを受けることができる商標を示すこと。4点目は、大手スーパーやチェーン店を除く市内の中小業者に対する商品券や、クーポン券、プレミアム商品券の発行などにより、市内中小企業の事業計画維持するための経済対策の継続的实施を求めるという4点についてまとめたところでありますので、よろしく申し上げます。以上、報告をさせていただきます。

○委員長（佐藤栄一） ありがとうございます。各委員会でそれなりにまとめていただきましてありがとうございます。ここで削除するというよりは全協で全体前には、話をして物事を進めていくというふうにたしか話は決まっていたと思いますので、このようにまとめられているのであれば、1日の日の全協で、もう一度各委員長さんから御報告願って、全員の中で議論してまとめたいというふうに思います。あわせて、その日の9月1日の日の本会議、それから執行部側は全協が終了後、市長への申し入れをしていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

渡部委員。

○渡部委員（渡部道宏） すいません、これはちゃんとした申し入れの形をとって、申し入れできるということで、文書配布でさっき何かちょっと聞いたんですけど。議会の中で、わかりました。

○委員長（佐藤栄一） 所管事務調査については、文書配布です。

○渡部委員（渡部道宏） すいません。勘違いしました。

○委員長（佐藤栄一） これは1番最初に議論を進めていくときに、全協でいろいろ議論して、まとめて、議長が提言すると。いう申し合わせになってますので、全協の中で決まったのを議長から市長に手渡していただくと。いう流れになります。

○渡部委員（渡部道宏） それは本会議後ってこと、ってことなんですね。

○委員長（佐藤栄一） そうですね。

○渡部委員（渡部道宏） わかりました。はい。

○委員長（佐藤栄一） 小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） はい。昨日ときょうでは、まるっきり状況が違ってきております。これがまた初日ってことになると思う。9月の頭、1日ですか。またいろいろ濃厚接触者がもう多いようですし、どこまでどういうふうになるかっていうのが、先が見えない部分あります。そのときに最適な、提言になるようにですね、そこら辺の調整もですね、調整をするということを含めて、日程を考えていただきたいと思います。

○委員長（佐藤栄一） はい。1日まではまだ日数あるってことはあるんですが、全協がその日でない状況なので、その日にしたいと。各委員会におかれまして、もう一度調整し直すことは、きょう、細かい議論は避けてるのはそこにあると思っておりますので。

○小嶋委員（小嶋正彰） 今さら何を言うんだみたいな文言になっているんで、ちょっとそこら辺は調整が必要かなと思います。

○委員長（佐藤栄一） そんなにおかしくないんじゃないですか。局長。

○事務局長（築田和志） すいません。確認なんですけども。9月1日の全協で、皆さんから御意見いただいて、最後に市長へっていうことなんです。

○委員長（佐藤栄一） はい。

○事務局長（築田和志） それだとちょっとその書類の取りまとめとってというのが非常に厳しいのかなと。作成ですかね。

○委員長（佐藤栄一） はい。

○事務局長（築田和志） 以前、お話、これどうだったかわかりませんが。来週の9月の前に、いっそ全協を開いて、そこで固めていただいてというお話もあったかと思うんですけどその辺いかがでしょうか。時間的な問題と。

○委員長（佐藤栄一） 暫時休憩します。

休憩 午後3時37分

再開 午後3時42分

○委員長（佐藤栄一） 休憩を解いて会議を続けます。ただいま議題としております新型コロナに関する市長の提言については、8月24日午後2時より、全員協議会を開催し、そこにおいて意見交換をしたものを取りまとめて、後日、市長の日程に合わせて、市長、議長、副議長、3常任委員長で市長に対して申し入れをしていくと。いう形でのよいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

4) その他

○委員長（佐藤栄一） はい、ではそのように取り扱いたいと思います。その次、4) その他。今後予定されてる会議との日程について、局長。

○事務局長（築田和志） はい。ここに記載されてますように、上越三市議会議員の合同研修会っていうのを毎年行っていたかと思います。昨年は妙高市で開催しております。今年は、糸魚川市で開催予定だったんですけども、糸魚川市におきましては早いうちから、コロナの発症者が出ておまして、糸魚川市議会で、早いうちから検討を進めていた結果、今回の3市の合同研修会は中止にさせていただきたいという連絡が来ておりますので、この場で中止を皆様方をお願いしたいと思います。そうですね、資料の中で、恐れ入ります、(妙高市が開催市)となっております、これ糸魚川市の間違いですので、訂正してください。昨年は妙高市だったんですけども、今年は糸魚川市ということで、一部訂正してくださいということで、御報告させていただきますよろしく願いいたします。

○委員長（佐藤栄一） その他に新たに何かございますか。小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） はい。議会改革について、お願いって言いますか、なんです、議会基本条例の見直しと、この間のアンケート調査と、まとめていただいて、これから本格的に検証ということになるだろうと思いますが、やはりいろいろ制定時ですね特別委員会の記録等とか、いろいろ見てるんですが、やはり見直してのは大事なことだなと。私は、できれば、その制定時に、特別委員会の委員として出席されていた方も何人も今ここにおられますので、そういった方々が一番詳しいわけですので、そういった声を聞くとかですね、そういう具体的な話も含めて、見直し、検証、そういうことした、早めるべきじゃないかなというふうに思います。政策形成過程の説明とか、第11条ですけども、それも、なかなか、進まない部分もありますし、あれは議会基本条例の一番の、いろはの「い」の部分でありますので、そういったことをどういうふうに取り扱うのか、それから、附帯決議というのがですね何回か出てきております。そして、だけれども、例えば妙高案内場の妙高高原案内場のときには、いや、地元の説明会では、附帯決議っていうのは法的権限ないんだと。決議するだけなんだわねっていうようなことを当局のほうが地元で説明していたというような事実もあるわけですね。そういったことを考えてみて調べていきますと、ほかの、資料は、議会基本条例の中で、附帯決議、本会議での附帯決議については、市長は尊重しなければならぬとかですね、そういう文言を入れてるところもあるわけですね。こういった事実関係を、5年間の実際やった中でどうだったのかっていうのを実践的にですね、検証して、やはり少なくとも、今のメンバーの中でですね、一定の基本条例の見直しの方向っていうのはですね、打ち出すべきでないのかなというふうに思います。そのほか

には、一般質問の方式の明文化だとかですね、反問権だけじゃなくて、そういったことも、やってるところもありますし、ほかの市議会では、どんどんどんどん進化してるなというふうに印象をもってます。是非当市議会もですね、議会基本条例の検証見直し、スピード感をもって進めていただければありがたいなというふうに思います。以上です。

○委員長（佐藤栄一） この件に関して、各委員のほうから御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤栄一） これまでもそれなりに見直しをしたり、検証してきたところではありますが、今小嶋委員から言われたとおりでもございますので、見直しについては、議会運営委員会でも取り扱うということになっておりますので、今後、この件について、取り扱いを進めていきたいと思っております。詳しい進め方については、次回以降の議運で検討していきたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

〔「よし」と呼ぶ者あり〕

○小嶋委員（小嶋正彰） よろしくお願ひします。

○委員長（佐藤栄一） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤栄一） ないようでしたら、以上で、議会運営委員会を閉会します。どうも御苦労さまでした。

閉会 午後3時48分

議会運営委員会委員長	
------------	--